

議案第22号

日野町鶴の池管理棟の設置及び管理に関する条例の廃止について

日野町鶴の池管理棟の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第8号）は
廃止する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町鵜の池管理棟の設置及び管理に関する条例の廃止が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

本町が誇る自然公園である鵜の池公園については、平成7年3月に公園内の管理棟を公の施設と位置付け、その管理を行ってきた。

このような中、新型コロナウィルス感染症の影響により、人々の観光に対する価値観が大きく変化し、密を避けて自然を楽しむ観光の注目度が全国的に高まっている。

そこで、新しい時代に対応した観光誘客に取り組むため、公園内のキャンプ場を公の施設と位置付け、管理棟を含めて、本町の体験型・滞在型観光の拠点として管理運営を行うことから、鵜の池管理棟の設置及び管理に関して定められている同条例を廃止するもの。

2 附則規程

(施行期日)

この条例は、令和3年4月24日から施行する。

日野町鶴の池管理棟の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日野町鶴の池管理棟の設置及び管理に関する条例（平成 7 年条例第 8 号）は廃止する。

附則

この条例は、令和 3 年 4 月 24 日から施行する。

